

半田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月20日

令和4年2月18日改定

令和5年5月22日改定

半田市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は、名古屋市より南にのびる知多半島の中央部東海岸に位置し、東は衣浦港を隔てて碧南市、高浜市、西は丘陵地で常滑市、南は武豊町、北は阿久比町、東浦町に接し、西部及び北部の丘陵地から稗田川、阿久比川、神戸川が南東または東に貫流し、この流域に水田地帯を形成している。

また、古くは臨海部において盛んに干拓が行われた。特に、愛知用水の通水以降、土地利用型農業は稲作が中心となっている。丘陵部では、古くから畜産が行われ、特に乳肉複合経営の酪農が盛んであるとともに、トマトやイチゴ、花き等、施設園芸も行われている。しかしながら、農家の高齢化、農業離れによる他産業へ流出現象等が見受けられ遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用集積・集約化を図るため、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が互いに連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、半田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針および改正基盤法第6条第1項に規定する半田市の農業経営基盤の強化促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況を示すものであり、農業委員および推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令

和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

遊休農地の解消目標は、管内の農地面積を、耕地および作付面積統計における耕地面積と利用状況調査（農地法第30条第1項の規定による農地の利用の状況についての調査をいう。以下同じ。）により把握した遊休農地*（同法第32条第1項第1号にいう農地）の合計面積として、解消目標とする遊休農地面積を遊休農地*の面積として定める。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	720 ha	29.9 ha	4.2 %
3年後の目標 (令和8年3月)	716 ha	27.8 ha	3.9 %
目 標 (令和15年3月)	683 ha	22.9 ha	3.4 %

【目標設定の考え方】

平成25年から令和3年にかけての遊休農地の増加状況(平均年約5.9ha)と解消状況(平均年約5.8ha)及び新規就農者への集積(平均年約0.3ha)を考慮したうえで、遊休農地の削減期待値(年0.5ha)も込めて、令和15年3月までに遊休農地を22.9haへと解消することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の連携により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、毎年8月下旬頃に実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見

等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

イ 関係機関との連携について

利用状況調査と利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。また、貸借や譲渡を希望する人に対しては、市、農協、農地中間管理機構等と連携し、農地のマッチングを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進その状況のほか事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

担い手への農地利用集積目標は、管内の農地面積を、耕地および作付面積統計における耕地面積として、農地利用集積面積を、農地の利用権設定面積（農地台帳への登録面積）として定める。

	管内の農地面積 (A) (ha)	集積面積 (B) (ha)	集積率 (B/A) (%)
現 状 (令和5年3月)	690 ha	163.3 ha	23.7 %
3年後の目標 (令和8年3月)	688 ha	178.3 ha	25.9 %
目 標 (令和15年3月)	660 ha	213.3 ha	32.3 %

【目標設定の考え方】

半田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想では、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の利用に占める面積のシェアの目標をおおむね60%に設定しているが、本市は伝統的に相対契約による貸借が盛んであり、また、元々土地利用型農業の担い手数が少ないことから、令和15年3月時点での目標達成は困難なため、年5haの増加を目標設定とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

市が「地域計画」を作成する際、農業委員会は農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成し、作成後見直す際も積極的に取り組む。

イ 農地の利用調整と利用権設定等について

農業委員会は、管内農地の利用状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえて農地の集約化のための利用調整を推進する。また、市、農協、農地中間管理機構等と連携し、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等や貸借又は譲渡を希望する農地について情報共有を図り、利用権設定や農地中間管理機構の活用等により、担い手への農地利用の集積・集約化を推進する。

ウ 農業委員会サポートシステムの活用について

農業委員会サポートシステムを活用し、必要に応じて農地情報の公表に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進その状況そのほか事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規就農の促進について

(1) 新規就農の促進目標

	新規就農者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規就農者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年3月）	1 人 （2.5 ha）	0 法人 （0.0 ha）
3年後の目標 （令和8年3月）	7 人 （4.3 ha）	1 法人 （0.3 ha）
目 標 （令和15年3月）	21 人 （8.5 ha）	3 法人 （0.9 ha）

【目標設定の考え方】

過去の実績及び「半田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、新規就農者2名／年、新規法人1法人／3年、各取得面積として平均0.3haを目標に積算し、設定する。

(2) 新規就農の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

就農希望者に対し、市・農業委員会・県・農協等、関係機関・団体等が密接に連携を図り、相談・面接等を実施することにより、新規参入の促進に取り組む。

イ 企業参入の推進について

農地集約化に関する調整を地域で行い、必要に応じて企業の参入の推進を図る。

ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規就農者の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。また、国・県・市の農業支援施策等に関する情報の周知・広報にも努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規就農者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進その状況そのほか事務の実施状況の公表」のとおりとする。